社会福祉法人現況報告書
平成 28 年4月1日現在

Ⅰ 基本情報

所轄庁	都道府県							
法人名	社会福祉法人相愛会	主たる事務所の所在地	〒 859 － 1317	長崎県雲仙市国見町土黒庚357番地	電話番号	0957 － 78 － 3419	FAX番号	0957 － 78 － 3492
ホームページアドレス	http://www.souaikai.net/	メールアドレス	gq3p7bzd@gamma.ocn.ne.jp		設立認可年月日	平成8年3月11日	設立登記年月日	平成8年3月12日

代表者	氏名	年齢 公表/非公表		住所 公表/非公表		職業	就任年月日
	福島巌	公表	51	非公表	[redacted]	保育士	平成28年3月14日

Ⅱ 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態 各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	実施形態 全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉 第一種								
児童福祉 第二種	保育所	八斗木保育園	公表	長崎県雲仙市国見町土黒庚357	平成8年4月1日	60		
	保育所	新桜ヶ丘保育園	公表	横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘2-41-9	平成20年4月1日	60		
	保育所	善部保育園	公表	横浜市旭区善部町44-7	平成23年4月1日	69		
	保育所	土黒保育園	公表	長崎県雲仙市国見町土黒乙139-2	平成24年4月1日	60		
	放課後児童健全育成事業	おおぞら児童クラブ	公表	長崎県雲仙市国見町土黒庚357	平成17年4月1日	29		
	放課後児童健全育成事業	けやきっ子児童クラブ	公表	長崎県雲仙市国見町土黒乙139-2	平成24年4月1日	22		
老人福祉 第一種								
老人福祉 第二種								
障害者福祉 第一種								
障害者福祉 第二種								
その他 第一種								
その他 第二種								

	種類（番号を記載）	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模（定員）
公益事業					

1　必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
2　必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
3　入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
4　日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
5　入所施設からの退院・退所を支援する事業
6　子育て支援に関する事業
7　福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
8　ボランティアの育成に関する事業
9　社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
10　社会福祉に関する調査研究等
11　事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業
12　介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設地域支援事業を市町村から受託する事業
13　有料老人ホーム
14　社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
15　公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
16　その他（　　）

	種類（番号を記載）	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模（定員）
収益事業					

1　法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル
2　駐車場の経営
3　公共的、公共的施設内の売店の経営
4　その他　（　　）

	種類（番号を記載）	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模（定員）
その他の事業					

1　介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
2　地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施
3　地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施
4　災害時における各種支援活動の実施
5　貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施
6　他法人との連携による人材育成事業
7　その他　（　　）

Ⅲ 組織

理事

定員	現員
6	6

役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬（職員と兼務の場合は支給方法）				理事会への出席回数
				親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他		理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし	
理事長	福島巌	保育士	H28.3.13 ～ H30.3.12	○			○							○		4
理事	深堀善彰	市議会議員	H28.3.13 ～ H30.3.12					○							○	4
理事	前田信孝	司法書士	H28.3.13 ～ H30.3.12							○					○	4
理事	福島真砂	施設長	H28.3.13 ～ H30.3.12						○					○		4
理事	児玉辰信	会社員	H28.3.13 ～ H30.3.12							○					○	1
理事	中路秀彦	他法人理事長	H28.3.13 ～ H30.3.12	○	○		○								○	1

監事

定員	現員
2	2

氏名	職業	任期	資格							施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数
			財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他		支給あり	支給なし	
			公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他							
鍬塚秀正	元役所収入役	H.28.3.13 ～ H30.3.12			○								3
渡邉裕治	他法人理事長	H.28.3.13 ～ H30.3.12					○						1

評議員

定員	現員

氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員会への出席回数
			親族	他の社会福祉法人の役員	その他		社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他				
		～														
		～														
		～														
		～														
		～														
		～														

施設長

施設名	氏名	就任年月日	法令等に定める資格の有無
八斗木保育園	福島真砂	平成26年4月1日	有
新桜ヶ丘保育園	濵田隆子	平成20年4月1日	有
善部保育園	太田惠子	平成23年4月1日	有
土黒保育園	出田和光	平成24年4月1日	有

職員

	常勤専従	常勤兼務		非常勤	
			換算数		換算数
法人本部					
施設	37			35	27.8

理事会

開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項
平成27年5月25日	6		有	監事監査報告、事業報告、会計決算について、積立金について、固定資産の増減、資産登記、積立金取崩、保育園規程の制定、世田谷区保育所整備応募、登記変更、積立金取崩
平成27年12月18日	6	1	無	規模変更、保育園運営規程の改正、基本財産(土黒保育園園舎解体)取崩し、定款変更、補正予算、就業規則改正、保育園新設計画、指導監査報告、第三者評価受診について
平成28年3月11日	6		有	補正予算、法人報酬規程の改正、任期満了にともなう役員改選
平成28年3月14日	6		有	代表理事の選任、施設長の選任、代理理事の選任、事業計画、当初予算、給与規程の改正、規模構造・定員変更、保育所運営規程の改正

評議員会

開催年月日	出席者数	監事出席の有無	決議事項

監事監査

監査年月日	監査者	監査報告の有無	指摘事項	改善事項
平成27年5月20日	藤田良純、鍬塚秀正	有	証憑金額の記入もれ、領収書額との相違がみられた	各経理担当者へ通達後改善

Ⅳ 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産の所有状況		所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
					提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無
基本財産	土地								
		横浜市旭区善部町41-39	73.31㎡	1100	平成24年12月11日	9000	民間金融機関	償還済	有
	建物	長崎県雲仙市国見町土黒庚357番地	652.34㎡	50648	平成14年12月12日	30000	(独)福祉医療機構	15年	有
		長崎県雲仙市国見町土黒乙139番地2	460.28㎡	213645	平成28年1月8日	64000	(独)福祉医療機構	18年	有
		横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘2-41-9	358.23㎡	964	平成20年3月14日	1800	その他	10年	有
		横浜市旭区善部町44-7	319.18㎡	1	平成23年3月31日				
運用財産	土地								
	建物								
公益事業用財産	土地								
	建物								
収益事業用財産	土地								
	建物								

Ⅴ その他

平成 28 年4月1日現在

情報公開	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果
インターネット				法人HP				関係団体HP	
広報誌				○	○	○		○	○
新聞									

情報公開	前々年度の財務諸表			前年度の財務諸表					
	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書(事業活動収支計算書)	貸借対照表		資金収支計算書		事業活動計算書(事業活動収支計算書)	
				公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)
インターネット	法人HP	法人HP	法人HP	法人HP	7～9月	法人HP	7～9月	法人HP	7～9月
広報誌	○	○	○	公表予定あり	7～9月	公表予定あり	7～9月	公表予定あり	7～9月
新聞									

外部監査	平成 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)	平成 年度	費用(千円)
公認会計士										
監査法人										
税理士										
その他										
指摘事項										

第三者評価	受審施設・事業所名	平成 27 年度	費用(千円)	平成 25 年度	費用(千円)	平成 21 年度	費用(千円)
	土黒保育園	○	306				
	善部保育園			○	600		
	新桜ヶ丘保育園					○	330

平成 28 年3月31日現在

準拠している会計基準	社会福祉法人新会計基準	社会福祉法人旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会計・経理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他
	○										

平成 27 年度の法人の経営状況（総括表）

1．法人単位の資金収支の状況

項目	金額（千円）
（1）事業活動資金収支差額	42,408
①事業活動収入	418,062
・介護報酬等の公費（※）	0
・利用者負担金（※）	0
・その他収入	418,062
②事業活動支出	375,653
・人件費支出	296,234
・事業費支出	52,136
・利用者負担軽減額	
・その他支出	28,445
（2）施設整備等資金収支差額	▲ 63,475
①施設整備等収入	165,907
・施設整備補助金等の公費	101,907
・その他収入	64,000
②施設整備等支出	229,382
（3）その他の活動資金収支差額	▲ 18,590
①その他の活動収入	18,500
②その他の活動支出	37,091
当期末資金収支差額	▲ 39,658
前期末支払資金残高	100,107
当期末支払資金残高	60,449

（※）医療事業収入分を除く。（社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。）

（※）端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2．法人単位の事業活動の状況

項目	金額（千円）
（1）サービス活動増減差額	32,042
①サービス活動収益	411,906
②サービス活動費用	379,864
減価償却費	11,463
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 4,377
その他サービス活動費用	
（2）サービス活動外増減差額	3,279
①サービス活動外収益	6,155
②サービス活動外費用	2,875
（3）特別増減差額	101,907
①特別収益	101,908
②特別費用	101,907
当期活動増減差額	35,323
前期繰越活動増減差額	131,670
当期末繰越活動増減差額	166,993
基本金取崩額	
その他の積立金取崩額	18,500
その他の積立金積立額	36,814
次期繰越活動増減差額	148,678

（※）端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3．法人単位の資産等の状況

項目	金額（千円）
（1）資産の部	504,375
①流動資産	111,139
②固定資産	393,236
（2）負債の部	118,990
①流動負債	52,840
②固定負債	66,150
（3）純資産の部	385,385
減価償却累計額	116,244

（※）端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4．積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額（千円）	積立計画の有無	積立目標額（千円）	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
人件費積資産	人件費積立金	18000					
修繕費積立資産	修繕費積立金	6500					
備品購入等積立資産	備品購入等積立	1000					

保育所施設・設備整備積立資産	保育所施設・設備整備積立金	66054		150000	建替	平成32年	新桜ヶ丘保育園、善部保育園

５．関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額（千円）	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員等の兼務等	事業上の関係				

６．地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額（千円）
1　介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2　地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3　地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4　災害時における各種支援活動の実施			
5　貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6　他法人との連携による人材育成事業			
7　その他　（　　）			

（注）「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「－」を記載している。

第3号の1様式

貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日現在

（単位：円）

資産の部	当年度末	前年度末	増減
流動資産	111,139,969	151,476,828	△ 40,336,859
現金預金	78,434,865	118,719,401	△ 40,284,536
有価証券	0	0	0
事業未収金	27,408,508	12,439,372	14,969,136
未収金	1,336,528	1,383,340	△ 46,812
未収補助金	3,959,460	18,720,532	△ 14,761,072
未収収益	0	0	0
受取手形	0	0	0
貯蔵品	0	0	0
医薬品	0	0	0
診療・療養費等材料	0	0	0
給食用材料	0	0	0
商品・製品	0	0	0
仕掛品	0	0	0
原材料	0	0	0
立替金	0	0	0
前払金	0	214,110	△ 214,110
前払費用	0	0	0
１年以内回収予定長期貸付金	0	0	0
短期貸付金	0	0	0
仮払金	0	0	0
その他の流動資産	608	73	535
徴収不能引当金	0	0	0
固定資産	393,236,024	166,082,317	227,153,707
基本財産	277,837,649	69,629,079	208,208,570
土地	11,579,516	11,579,516	0
建物	265,258,133	57,049,563	208,208,570
定期預金	0	0	0
投資有価証券	1,000,000	1,000,000	0
その他の固定資産	115,398,375	96,453,238	18,945,137
土地	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	9,136,591	8,508,997	627,594
機械及び装置	4,457,811	4,284,157	173,654
車輌運搬具	0	0	0
器具及び備品	330,229	690,683	△ 360,454
建設仮勘定	9,809,321	6,379,062	3,430,259
有形リース資産	0	3,166,020	△ 3,166,020
権利	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
無形リース資産	95,743	170,323	△ 74,580
投資有価証券	0	0	0
長期貸付金	0	0	0
退職給付引当資産	0	0	0
長期預り金積立資産	0	0	0
措置施設繰越特定積立資産	0	0	0
保育所繰越特定資産	0	0	0
保育所施設・設備整備積立資産	18,000,000	12,000,000	6,000,000
差入保証金	6,500,000	3,500,000	3,000,000
長期前払費用	1,000,000	1,000,000	0
その他の固定資産	66,054,684	56,740,000	9,314,684

負債の部	当年度末	前年度末	増減
流動負債	52,840,460	53,339,275	△ 498,815
短期運営資金借入金	0	0	0
事業未払金	46,316,887	47,062,123	△ 745,236
その他の未払金	0	0	0
支払手形	0	0	0
役員等短期借入金	0	0	0
１年以内返済予定設備資金借入金	2,150,000	1,970,000	180,000
１年以内返済予定長期運営資金借入金	0	0	0
１年以内返済予定リース債務	0	0	0
１年以内返済予定役員等長期借入金	0	0	0
1年以内支払予定長期未払金	0	0	0
未払費用	3,827,986	4,106,522	△ 278,536
預り金	0	0	0
職員預り金	545,587	200,630	344,957
前受金	0	0	0
前受収益	0	0	0
仮受金	0	0	0
賞与引当金	0	0	0
その他の流動負債	0	0	0
固定負債	66,150,000	11,686,195	54,463,805
設備資金借入金	66,150,000	11,409,925	54,740,075
長期運営資金借入金	0	276,270	△ 276,270
リース債務	0	0	0
役員等長期借入金	0	0	0
退職給付引当金	0	0	0
長期未払金	0	0	0
長期預り金	0	0	0
その他の固定負債	0	0	0
負債の部合計	118,990,460	65,025,470	53,964,990

純資産の部			
基本金	9,099,098	9,099,098	0
国庫補助金等特別積立金	136,053,400	38,524,568	97,528,832
その他の積立金	91,554,684	73,240,000	18,314,684
措置施設繰越特定積立金	0	0	0
人件費積立金	18,000,000	12,000,000	6,000,000
修繕費積立金	6,500,000	3,500,000	3,000,000
備品等購入積立金	1,000,000	1,000,000	0
保育所施設・設備整備積立金	66,054,684	56,740,000	9,314,684
次期繰越活動増減差額	148,678,351	131,670,009	17,008,342
（うち当期活動増減差額）	35,323,026	0	35,323,026
純資産の部合計	385,385,533	252,533,675	132,851,858

資産の部合計	504,375,993	317,559,145	186,816,848	負債及び純資産の部合計	504,375,993	317,559,145	186,816,848

第1号の1様式

資金収支計算書

（自）平成 27 年 4 月 1 日 （至）平成 28 年 3 月 31 日

（単位：円）

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	0	0	0	
		老人福祉事業収入	0	0	0	
		児童福祉事業収入	0	0	0	
		保育事業収入	412,431,560	411,851,970	579,590	
		就労支援事業収入	0	0	0	
		障害福祉サービス等事業収入	0	0	0	
		生活保護事業収入	0	0	0	
		医療事業収入	0	0	0	
		○○事業収入	0	0	0	
		○○収入	0	0	0	
		借入金利息補助金収入	0	0	0	
		経常経費寄附金収入	0	55,000	△ 55,000	
		受取利息配当金収入	30,398	28,530	1,868	
		その他の収入	5,255,199	6,164,969	△ 909,770	
		流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
		事業活動収入計（1）	417,717,157	418,100,469	△ 383,312	
	支出	人件費支出	294,212,342	296,234,125	△ 2,021,783	
		事業費支出	53,597,823	52,136,380	1,461,443	
		事務費支出	24,801,760	24,407,261	394,499	
		就労支援事業支出	0	0	0	
		授産事業支出	0	0	0	
		○○支出	0	0	0	
		利用者負担軽減額	0	0	0	
		支払利息支出	204,416	230,018	△ 25,602	
		その他の支出	1,611,032	2,684,032	△ 1,073,000	
		流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	
		事業活動支出計（2）	374,427,373	375,691,816	△ 1,264,443	
事業活動資金収支差額（3）=（1）－（2）			43,289,784	42,408,653	881,131	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	101,907,000	101,907,000	0	
		施設整備等寄附金収入	0	0	0	
		設備資金借入金収入	64,000,000	64,000,000	0	
		固定資産売却収入	0	0	0	
		その他の施設整備等による収入	0	0	0	
		施設整備等収入計（4）	165,907,000	165,907,000	0	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	8,925,597	9,079,925	△ 154,328	
		固定資産取得支出	220,157,956	220,302,818	△ 144,862	
		固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
		その他の施設整備等による支出	0	0	0	
		施設整備等支出計（5）	229,083,553	229,382,743	△ 299,190	
施設整備等資金収支差額（6）=（4）－（5）			△ 63,176,553	△ 63,475,743	299,190	
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
		長期運営資金借入金収入	0	0	0	
		長期貸付金回収収入	0	0	0	
		投資有価証券売却収入	0	0	0	
		積立資産取崩収入	18,500,000	18,500,107	△ 107	
		その他の活動による収入	0	0	0	
		その他の活動収入計（7）	18,500,000	18,500,107	△ 107	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出	221,016	276,270	△ 55,254	
		長期貸付金支出	180,000	0	180,000	
		投資有価証券取得支出	0	0	0	
		積立資産支出	35,814,085	36,814,791	△ 1,000,706	
		その他の活動による支出	0	0	0	
		その他の活動支出計（8）	36,215,101	37,091,061	△ 875,960	
その他の活動資金収支差額（9）=（7）－（8）			△ 17,715,101	△ 18,590,954	875,853	
予備費支出(10)			1,782,448 0	—	1,782,448	
当期資金収支差額合計(11)=（3）+（6）+（9）－(10)			△ 39,384,318	△ 39,658,044	273,726	

前期末支払資金残高(12)	76,880,127	100,107,553	△ 23,227,426	
当期末支払資金残高(11)＋(12)	37,495,809	60,449,509	△ 22,953,700	

第2号の1様式

事業活動計算書

（自）平成 27 年 4 月 1 日 （至）平成 28 年 3 月 31 日

（単位：円）

勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	0	0	0
		老人福祉事業収益	0	0	0
		児童福祉事業収益	0	0	0
		保育事業収益	411,851,970	0	411,851,970
		就労支援事業収益	0	0	0
		障害福祉サービス等事業収益	0	0	0
		生活保護事業収益	0	0	0
		医療事業収益	0	0	0
		○○事業収益	0	0	0
		○○収益	0	0	0
		経常経費寄附金収益	55,000	0	55,000
		その他の収益	0	0	0
		サービス活動収益計（１）	411,906,970	0	411,906,970
	費用	人件費	296,234,125	0	296,234,125
		事業費	52,136,380	0	52,136,380
		事務費	24,407,261	0	24,407,261
		就労支援事業費用	0	0	0
		授産事業費用	0	0	0
		○○費用	0	0	0
		利用者負担軽減額	0	0	0
		減価償却費	11,463,785	0	11,463,785
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 4,377,163	0	△ 4,377,163
		徴収不能額	0	0	0
		徴収不能引当金繰入	0	0	0
		その他の費用	0	0	0
		サービス活動費用計（２）	379,864,388	0	379,864,388
	サービス活動増減差額（３）＝（１）－（２）		32,042,582	0	32,042,582
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	0	0	0
		受取利息配当金収益	28,530	0	28,530
		有価証券評価益	0	0	0
		有価証券売却益	0	0	0
		投資有価証券評価益	0	0	0
		投資有価証券売却益	0	0	0
		その他のサービス活動外収益	6,164,969	0	6,164,969
		サービス活動外収益計（４）	6,193,499	0	6,193,499
	費用	支払利息	230,018	0	230,018
		有価証券評価損	0	0	0
		有価証券売却損	0	0	0
		投資有価証券評価損	0	0	0
		投資有価証券売却損	0	0	0
		その他のサービス活動外費用	2,684,032	0	2,684,032
		サービス活動外費用計（５）	2,914,050	0	2,914,050
	サービス活動外増減差額（６）＝（４）-（５）		3,279,449	0	3,279,449
経常増減差額（７）=（３）＋（６）			35,322,031	0	35,322,031
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	101,907,000	0	101,907,000
		施設整備等寄附金収益	0	0	0
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
		固定資産受贈額	0	0	0
		固定資産売却益	0	0	0
		その他の特別収益	1,005	0	1,005
		特別収益計（８）	101,908,005	0	101,908,005
	費用	基本金組入額	0	0	0
		資産評価損	0	0	0
		固定資産売却損・処分損	10	0	10
		国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	0	0
		国庫補助金等特別積立金積立額	101,907,000	0	101,907,000
		災害損失	0	0	0
		その他の特別損失	0	0	0
		特別費用計（９）	101,907,010	0	101,907,010
	特別増減差額(10)=（８）-（９）		995	0	995
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			35,323,026	0	35,323,026
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		131,670,009	131,670,009	0
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		166,993,035	131,670,009	35,323,026
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		18,500,107	0	18,500,107
	その他の積立金積立額(16)		36,814,791	0	36,814,791
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		148,678,351	131,670,009	17,008,342

社会福祉法人相愛会定款

第１章　総則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)　第２種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（ロ）放課後児童健全育成事業の経営

（ハ）一時預かり事業の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人相愛会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の主たる事務所を長崎県雲仙市国見町土黒庚３５７番地に置く。

この法人の従たる事務所を神奈川県横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目 41 番９号に置く。

第２章　役員及び職員

（役員の定義）

第５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名

（２）監事　２名

２　理事のうち１名は、理事の互選により、理事長となる。

３　理事長は、この法人を代表する。

４　役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに１名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が

含まれてはならない。

（役員の任期）
第６条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　役員は再任されることができる。
３　理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

（役員の選任等）
第７条　理事は、理事総数の３分の２以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
２　監事は、理事会において選任する。
３　監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（役員の報酬等）
第８条　役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
２　役員には費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（理事会）
第９条　この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行なう。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
２　理事会は、理事長がこれを招集する。
３　理事長は、理事総数の３分の１以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から１週間以内にこれを招集しなければならない。
４　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
５　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
６　前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
７　理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
８　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
９　議長及び理事会において選任した理事２名は、理事会の議事について議事の経

過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（理事長の職務の代理）

第１０条　理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

２　理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

（監事による監査）

第１１条　監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

２　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び九州厚生局長に報告するものとする。

３　監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

（職　員）

第１２条　この法人に職員若干名を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

３　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第３章　資産及び会計

（資産の区分）

第１３条　この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の２種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）　現金　1,000,000 円

（２）　長崎県雲仙市国見町土黒字水口田庚 357 番地所在の

木造合金メッキ鋼板ぶき弐階建　八斗木保育園園舎　１棟（５５９．１８㎡）

木造スレートぶき２階建　八斗木保育園園舎　１棟（　８９．２８㎡）

木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　八斗木保育園便所　１棟（　　３．８８㎡）

（３）　神奈川県横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目 357 番地 15、他所在の

鉄骨・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造陸屋根・ﾋﾞﾆｰﾙ板ぶき平家建

新桜ケ丘保育園園舎１棟（３４８．２３㎡）

（４）　神奈川県横浜市旭区善部町 44 番地 7 所在の

軽量鉄骨造スレートぶき平家建　善部保育園園舎　１棟（３１２．４８㎡）

ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造ｽﾚｰﾄぶき平家建物置　１棟（　　６．７０㎡）

（５）　長崎県雲仙市国見町土黒乙 139 番地 2 所在の
　　鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根 2 階建　土黒保育園園舎　　1 棟（６６７．６８㎡）
（６）　神奈川県横浜市善部町４１番３９所在の土地　　（７５．３１㎡）

３　運用財産は、基本財産以外の財産とする。
４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第１４条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意をえて、九州厚生局長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、九州厚生局長の承認は必要としない。
１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第１５条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）
第１６条　この法人は、特別会計を設けることができる。

（予　算）
第１７条　この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（決　算）
第１８条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後２月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。
２　前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
３　会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただ

し、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第１９条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第２０条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第２１条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第４章　解散及び合併

（解　散）

第２２条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第２３条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の３分の２以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合　併）

第２４条　合併しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、九州厚生局長の認可を受けなければならない。

第５章　定款の変更

（定款の変更）

第２５条　この定款を変更しようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意を得て、九州厚生局長の認可（社会福祉法第４３条第１項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を九州厚生局長に届け出なければならない。

第６章　公告の方法その他

（公告の方法）
第２６条　この法人の公告は、社会福祉法人相愛会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行なう。

（施行細則）
第２７条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事　長	福　島　俊　太　郎
理　　事	福　島　満　子
理　　事	渡　辺　徳　昭
理　　事	佐　々　木　正　明
理　　事	栗　原　實
理　　事	栗　原　初　美
監　　事	稲　田　隆　則
監　　事	堀　田　幸　人

附　則
この定款は、平成　８年　４月　１日から施行する。
附　則
この定款は、平成　８年　５月１５日から施行する。
附　則
この定款は、平成１０年　１月３０日から施行する。
附　則
この定款は、平成１０年　２月　５日から施行する。
附　則
この定款は、平成１１年　９月　３日から施行する。
附　則
この定款は、平成１３年　３月１６日から施行する。
附　則
この定款は、平成１５年　６月１１日から施行する。
附　則
この定款は、平成１７年　１月１８日から施行する。
附　則
この定款は、平成１７年　５月３１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１７年　７月１２日から施行する。

附　則

この定款は、平成１７年１２月２８日から施行する。

附　則

この定款は、平成１８年　３月３０日から施行する。

附　則

この定款は、平成２３年　５月１８日から施行する。

附　則

この定款は、平成２４年　８月３１日から施行する。

附　則

この定款は、平成２５年　２月　５日から施行する。

附　則

この定款は、平成２７年　５月２９日から施行する。